

の功を奏した組織なき労働者とを同一視して、選挙に参加せしめたのである。しかし組織なき労働者に不平が起きるといふ理由に依り絶対多数の非組合労働者の投票数を以て労働組合の投票数を壓倒し去らんとしたのである。

抑々我等は、労働代表選出に就いては其國の労働組合の意志を尊重すべきことが

國際労働規約の精神であると信ずる。然るに我が政府は、第一回會議以来未だ一度たりとも労働代表選出に就き、労働組合の諒解を求めたことがない。今回政府が労働組合に選出権を與へたとはいへ、此は誠に申譯的であつて依然として彼は組織ある代表者と組織なき労働者とを漠然同一視し、以て組織ある労働者の意志を無